

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分

(年 月 日開催分)

(ふ り が な)

1. 政治団体の名称

いのまたあきのぶこうえんかい

猪俣明伸後援会

2. 主たる事務所の所在地

河沼郡会津坂下町市中二番甲3658番地

3. 代表者の氏名

猪俣 明伸

4. 会計責任者の氏名

猪俣 佳代子

(事務担当者の氏名)

猪俣 明伸

(電話)

090-2276-2679

政治団体の区分

- ☐ 政 党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2
第1項の規定による政治団体
- ☒ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☒ 同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者
の 氏 名

公 職 の 種 類 (現・候)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

資金管理団体の指定の有無

☒ 有 ☐ 無

公 職 の 種 類 福島県議会議員 (現・候)

資金管理団体
の届出をした
者 の 氏 名

猪俣 明伸

資金管理団体の指定の期間

令和 5 年 3 月 27 日から
令和 年 月 日まで

(選管使用欄)

団体番号	審査記帳	入 力
5705	☒	☒

(收受欄)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	381,917
(前年からの繰越額)	181,917
(本年の収入額)	200,000
支 出 総 額	198,320
翌 年 へ の 繰 越 額	183,597

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		
金 額		
員 数		
(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イ を 除 く 。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	0	
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	200,000	
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	200,000	
(寄附のうちあつせんによるもの)	0	
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	
合 計 (ア+イ)	200,000	

注1) 同一の者からの寄附(イに該当するものを除く。)で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては(その7)の内訳欄に、その寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに金額及び年月日を記載しなければなりません。なお、租税特別措置法第41条の18の適用を受けようとする場合は、その金額にかかわらず同じく内訳欄の記載が必要です。以上に該当しないものは、(その7)の「その他の寄附」欄にまとめて記載してください。

注2) イに該当する寄附について(その9)に同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所を記載してください。

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	政治団体	
団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
立憲民主党福島県総支部連合会	100,000	R6. 10. 03	福島市大町7-25アクティ大町5階	小熊 慎司	
立憲民主党福島県総支部連合会	100,000	R6. 12. 17	福島市大町7-25アクティ大町5階	小熊 慎司	
この頁の小計	200,000				
その他の寄附					
合 計	200,000				

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項	目	金	額	備	考
1	経常経費	十億	百万	千	円
(1)	人件費		45,000		
(2)	光熱水費		29,760		
(3)	備品・消耗品費		3,560		
(4)	事務所費		120,000		
	小計		198,320	/	
2	政治活動費		0		
(1)	組織活動費		0		
(2)	選挙関係費		0		
(3)	機関紙誌の発行費		0		
	ア 機関紙誌の発行事業費		0		
	イ 宣伝事業費		0		
	ウ 政治資金パーティー開催事業費		0		
	エ その他の事業費		0		
	小計((3)ア～エ)		0		
(4)	調査研究費		0		
(5)	寄附・交付金		0		
(6)	その他の経費		0		
	小計		0		
	合計		198,320		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	光熱費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	29,760				
合 計	29,760				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうち、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	/			
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	3,560				
合 計	3,560				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 (1件当たり5万円以上のもの)	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	/			
そ の 他 の 支 出 (1件当たり5万円未満のもの)	120,000				
合 計	120,000				

注) この様式は、資金管理団体及び国会議員関係政治団体が、経常経費のうちの、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費について作成すること（人件費は作成不要）。

「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように小分類した費目まで記載すること。

「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「電気代」、「コピー用紙購入代」、「事務所家賃」というように具体的に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金規正法監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 30 日

政治団体の名称

猪俣明伸後援会

会計責任者の氏名

猪俣 佳代子



代表者の氏名 (解散団体のみ)

(印)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置 (記名押印) を講ずる場合は、この限りでない。